



( 有 添 付 物 )  
国海査第590号の2  
平成30年3月30日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会  
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省 海事局  
検査測度課長 重 富 徹



船舶検査の方法の一部改正について（通知）

今般、船舶検査の合理化の観点から、別紙のとおり検査の方法の一部を改正しましたのでお知らせします。

## 船舶検査の方法の改正の概要について

### 1. 膨脹式救命胴衣等の定期的検査時の検査の特例

船舶検査の方法S編2.1.2の改正を行い、膨脹式救命いかだに係る整備認定事業場の整備技術者のうち、膨脹式救命胴衣等整備技術者証の交付を受けた者が膨脹式の救命胴衣及び小型船舶用救命胴衣のCO<sub>2</sub>ボンベの検量及び気室の膨脹試験を実施した場合、膨脹式救命胴衣等整備技術者が作成した試験成績書を船舶検査官が確認し、差し支えないと認めた場合は、これらの検査の立会いを省略することとする。

### 2. 小型のボイラ等の自主検査への移行

船舶検査の方法S編2.19に小型のボイラ等を追加、F編3.1の量産型から小型のボイラ等を削除し、全数自主検査とする。